

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

徳島健生病院
2020年6月作成

【目的】

形式的な疑義照会をなくすことにより、①保険薬局での患者待ち時間の短縮、②処方医の負担軽減、③保険薬局薬剤師の服薬指導の充実を図る。

【概略】

薬剤師による疑義照会は、医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務であるが、いわゆる形式的な疑義照会も多く、患者・処方医・保険薬局に負担がかかる場合も多い。そこで当院では、平成22年4月30日厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコールに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医の負担軽減を図る目的で、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとして扱い、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」の運用を開始する。

【処方変更に関わる原則】

- ① 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合には、疑義照会なく処方薬の変更はできない。
- ② 処方内に医師のコメントがある場合はコメントを優先する（「剤形変更不可」「規格変更不可」等）。
- ③ 処方変更は、各医薬品の適応症及び用法用量を遵守した変更とする。
- ④ 服用方法・安定性、価格等について、患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること。
- ⑤ 医療用麻薬及び注射薬については、疑義照会簡素化プロトコールの適用としない。

【運用方法】

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール(細則)に記載された事項について、保険薬局薬剤師が患者の同意が得られた場合には、原則として所定の服薬情報提供書(様式①)にて当院薬剤科に連絡する。

【保険薬局との合意】

本プロトコールを適正に運用開始するに当たり、プロトコールの趣旨や各項目の詳細について薬剤科担当者より説明し、理解していただいたうえで、保険薬局との合意書を交わすことを必須とする。

【院外処方箋における疑義照会の流れ】

フローチャートを参照

プロトコールに基づき処方変更をした場合は、その内容を『服薬情報提供書(様式①)』に記載し、当院薬剤科宛(FAX:088-622-7806)に報告する。

【処方医への疑義照会を不要とする項目】に該当しないものに関しては、電話(TEL:088-622-7771)で疑義照会を行う。

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール運用フローチャート

病院薬剤師

保険薬局薬剤師

